

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

NO. 404 号/R4. 6. 30 発行

## ◆第37回 越後加茂川夏祭り 8月14日(日)開催 ～ 夏祭り協賛金にご協力をお願いします ～

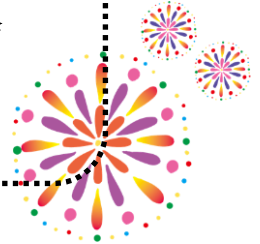
越後加茂川夏祭りは、来る8月14日(日)、3年ぶりに開催いたします。本年は感染防止対策に配慮し、行事内容や実施時間の見直し等を行いながら準備を進めているところです。現在、「夏祭り協賛金」をお願いしていますが、お近くの当所役員・議員・部会役員・地区委員の担当者がお伺いいたしますので、出費多端の折ですが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### 【イベントスケジュール】

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| ①15:00～21:00 おいしんぼ広場   | ④19:10～19:20 開会セレモニー |
| ②16:00～17:30 ウキウキ桃釣り大会 | ⑤19:20～20:10 大盆踊り大会  |
| ③18:30～19:00 灯ろう流し     | ⑥20:30～21:00 大花火大会   |

●今年も猛暑が予想されますので、熱中症対策をお忘れなく！

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 まで。



## ◆第11回プレミアム商品券8/1(月)10時～販売開始！ 昨年の1.5倍 6,000 セット・プレミアム率は30%

- 販売期間 8月1日(月)～
  - 販売時間 平日9:00～17:00(土・日・祝日を除く)  
※8月1日(月)は10:00～17:00まで  
※8月6日(土)のみ9:00～15:00まで
  - 有効期間 8月1日(月)～12月31日(土)での5カ月間
  - 販売場所 ①加茂商工会議所 ②加茂市商店街協同組合(仲町)
  - 購入限度 1人5セットまで(1セット/1万3千円分)※18歳未満は購入できません
  - 参加店数 180店舗
- ※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/大湊)まで。

※売り切れ次第終了  
させていただきます。

## ◆源泉所得税の納付はお済みですか？

納期特例適用事業者の納付期限は7月11日(月)

※税務署に提出する各種書類は当商工会議所窓口でもお預かりしています。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/渡邊)まで。

## ◆加茂市原油価格等高騰対策事業補助金

原油価格等の高騰の影響を受ける市内中小企業者を支援するため、負担した燃料費（ガソリン、灯油、軽油等）及び公共料金（電気料金及びガス料金）の高騰分に対して補助します。

【対象者】次の①～⑥のすべてを満たす者

- ① 市内に本社または事業所を有する中小企業者
- ② 令和3年4月1日までに開業した者
- ③ 同一年度内で他の同様の支援制度を受けていないこと
- ④ 燃料小売業でないこと
- ⑤ 市税を完納している者
- ⑥ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと

【対象経費】燃料費（ガソリン、灯油、軽油等）及び公共料金（電気料金、ガス料金）

【補助金額】「令和4年4月～6月の合計負担額」から「令和3年4月～6月の合計負担額」を差し引いた額×10分の10以内  
※下限3万円～上限20万円（千円未満切り捨て）

【申請期間】令和4年6月28日（火）～9月30日（金）まで ※郵送の場合当日消印有効

※申請に関するお問い合わせは加茂市商工観光課商工振興係 TEL:52-0080 まで

## ◆最長で3年間実質無利子！

マル経融資をご利用ください

営業車入替・備品調達、諸経費支払い... etc 柔軟に対応！

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月の売上高または過去6カ月（最近1カ月を含む）の平均売上高が前4年いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方のために制度が拡充されています。

担保なし・保証人なし・保証料なし

**1.21% - 0.9% = 0.31%**

※3年間分の利子相当額を一括で助成する特別利子補給制度を受けることで当初3年間は実質無利子でご利用いただけます。

※4年目以降は通常金利（6月30日現在1.21%）

◎対象企業 常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下  
〃 製造業・建設業・その他：20人以下

◎融資限度額 1,000万円（既存マル経融資とは別枠で借入可能）

◎返済期間 運転資金7年（据置3年以内） 設備10年（据置4年以内）

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740（担当／大橋、明間）まで。

## ◆健康診断のご案内 ～会員特別受診料補助あり～

○健康診断→受診料一部補助

○人間ドック→1名につき2,000円補助

※当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時(会場:加茂市産業センター)
(一社)新潟県労働衛生医学協会 TEL:025-370-1960	7/19(火) 8:30～11:30 午前 13:00～15:30 午後

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 まで。

## ◆インボイス発行事業者登録 申請相談会のご案内

**参加無料  
事前登録制**

インボイス制度や登録申請手続きについて理解を深めていただくとともに、インボイス制度の開始に向けて必要な準備を進めていただくため、消費税の課税事業者向けに登録申請相談会が下記のとおり開催されます。

【主な内容①】▶インボイス制度の概要 ▶売手側、買手側のインボイス発行(受領)の注意点  
▶登録申請の方法

【主な内容②】▶消費税の基本的な仕組み ▶インボイス制度の基本的な事項

【開催日時】(内容①) 7月25日(月) 9:30～10:30

8月19日(金) 9:30～10:30、13:30～14:30

(内容②) 7月25日(月) 11:00～12:00

8月19日(金) 11:00～12:00、15:00～16:00

【開催場所】三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ三条3階/三条市南四日町1-15-8)

【申込・問合せ先】三条税務署個人課税第一部門 TEL0256-32-6213

※事前登録制 申込締め切り7月開催日…7月19日(火)、8月開催日…8月15日(月)

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/渡邊)まで。

## ◆会議所7月の主な行事予定

8日(金) ・正副会頭会議 12:00～	22日(金) ・常議員会 12:00～ ・第2回役員候補者推薦選考委員会 13:30～
13日(水) ・越後加茂川夏祭り飲食売店 出店者打合せ会議 14:00～	25日(月) ・第1回1号議員選挙委員会 12:00～
20日(水) ・越後加茂川夏祭り正副委員長会議 13:30～	30日(土) ・日商PC・電子会計・プログラミング検定 10:30～

## ◆「メルカリエコボックス」モニター協力をお願い

加茂市では、フリマアプリでおなじみの(株)メルカリとの連携により「メルカリエコボックス」によるリユース推進モデル事業を開始しました。

「メルカリエコボックス」は、ご家庭で不用になったものを後でリユースする目的で一時保管するための箱です。この「メルカリエコボックス」をご希望の方に無料配布し、リユースに取り組んでいただけるモニターを募集しています。

- 【内 容】
- ①「メルカリエコボックス」をご希望の方に無料配布します。
  - ②ご家庭で出た不用品を、リユースすることを目的に「メルカリエコボックス」に入れていただきます。
  - ③メルカリエコボックス」に入れた不用品を、各自でリユースしていただきます。(リユースの例 フリーマーケットでの販売、フリマアプリでの販売、リサイクル店への販売、知人等に譲る等)

【期 間】 配布の日から3カ月程度

- 【要 件】
- ・モニター期間終了後、アンケートにご協力していただける方。
  - ・市外在住者もご参加いただけます。

※詳しくは、加茂市役所環境課 TEL:52-0080 まで

## ◆加茂市子育て応援パスポート協賛店募集中

加茂市子育て応援パスポートとは市内在住の子育て中の保護者の皆さんを対象に、本事業に協賛する店舗のご好意により、カードを提示されたご家族に割引や独自の優待サービスなどを提供していただくことで、子育て家庭を地域全体で応援する事業です。

○協賛店のメリット

- ・「子育て応援パスポート協賛店」ステッカーをレジなどで掲示することで子育てを応援しているお店であることをPRすることができます。
- ・市のホームページや広報、子育てアプリで協賛店として紹介されることにより、子育て世帯にやさしいお店としての認知度アップが期待できます。

※詳しくは、加茂市こども未来課 TEL:52-0080 まで。

## ◆一定台数以上の白ナンバー使用事業者は

### 「アルコールチェック」が義務化

安全運転管理者選任事業所（白ナンバーの営業車5台以上又は定員11人以上の車両1台以上保有）については、令和4年4月1日より安全運転管理者の選任に加えてアルコールチェック（確認と記録）が義務化されました。

令和4年  
4月1日施行

- ☑運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ☑酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

令和4年  
10月1日施行

- ☑運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ☑アルコール検知器を常時有効に保持すること。

※詳しくは都道府県警察署ホームページをご覧ください。